

2024年度（令和6年度）の税制改正提言

2023年5月
公益社団法人リース事業協会

1. 現行リース税制を存置した上で、改正リース会計基準を適用する企業に対する税制上の措置を講ずること【国税】

(1) 現行リース税制の存置

- 企業会計基準委員会（ASBJ）において、国際的な会計基準との整合性を確保する等の理由により、すべてのリース（不動産の賃貸借等を含む。以下同じ。）について資産及び負債を認識するリースに関する会計基準（以下「改正リース会計基準」という。）の開発が進められている（2023年5月現在公開草案の公表）。
- 改正リース会計基準は、上場企業に強制適用されることが想定されるものの、ほとんどの中小企業は、「中小企業の会計に関する基本要領」（注1）又は「中小企業の会計に関する指針」（注2）により、リースの会計処理を行い、現行リース税制（法人税法第64条の2等）による税務処理を行っている。
- 仮に、改正リース会計基準と合わせて、現行リース税制の改正が行われた場合、この会計基準を適用しない中小企業の税務処理に影響を及ぼし、課税関係の変動や税務上の申告調整等の負担が生じることから、現行リース税制を存置すべきである。

（注1）中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠し、中小企業に過重な負担を課さない等を基本的な考え方としており、「国際会計基準の影響を受けないものとする。」としている。リース取引に係る借手は、「賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。」とされている。

（注2）中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すこと等を目的として制定された。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、「通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。」とされている。

(2) 改正リース会計基準を適用する企業に対する税制上の措置

【借手に係る措置】

- ① 使用権資産の減価償却費（注3）及びリース負債に係る利息費用の損金算入を認めること。
- ② 短期リース及び少額リースに係るリース料の損金算入を認めること。
- ③ 消費税の課税関係について、使用権資産の売買として取り扱わず、貸手において、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の分類が存置されていることを踏まえ、現行の取扱いを変更しないこと。
- ④ 改正リース会計基準を適用する際の経過措置として、改正リース会計基準の適用初年度の期首に計上した使用権資産の減価償却費及びリース負債に係る利息費用の損金算入を認めること。
- ⑤ 租税特別措置法の適用について、現行リース税制で所有権移転外ファイナンス・リース取引として分類されるリース取引で導入した設備は、取得に係る税額控除制度が適用できる措置を変更しないこと。

(注3)使用権資産として計上した額を使用権資産の取得価額とし、リース期間を耐用年数とする。
また、a) リースを構成する部分と構成しない部分を合わせてリースを構成する部分とした場合は、これらを取得価額とすること、b) 残存価額を取得価額から控除せずに減価償却費を計上できること、c) 使用権資産の償却限度額の制限を設ける場合であっても、現行リース税制の所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する取引は、原資産の法定耐用年数の70%以上（法定耐用年数が10年以上の場合は60%以上）とする基準を存置する等の措置を講ずること。

【貸手に係る措置】

- ① リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（消費税法第16条）を存置すること。
- ② 消費税の課税関係について、使用権資産の売買として取り扱わず、貸手において、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の分類が存置されていることを踏まえ、現行の取扱いを変更しないこと。

2. 設備投資減税の延長【国税】

- 適用期限（2024年3月31日まで）を迎える設備投資減税制度について、企業の脱炭素投資、地域経済を活性化するために必要な制度であり、適用期限を延長すること。
 - ① カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
 - ② 地方拠点強化税制
 - ③ 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除
 - ④ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除
 - ⑤ 特定復興産業集積区等において機械等を取得した場合の税額控除制度等

3. 日本・アイルランド租税条約の改正【国税】

【所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約】

- 1974年に締結された日本・アイルランド租税条約の「使用料」の定義を最新のOECDモデル租税条約（2017年）に合わせること。

4. 国内線に就航する航空機に係る固定資産税課税標準特例措置の適用期限延長【地方税】

- 本制度の適用期限（2024年3月31日まで）を延長すること。

5. 新たに創設される設備投資減税へのリース適用【国税・地方税】

- 新たに創設される設備投資減税（国税・地方税）について、リース取引により導入する設備を対象とすること。

以上